

認知症にやさしい図書館ガイドライン

第1版



**Association for
Age-Friendly
Libraries**

2017年10月

超高齢社会と図書館研究会

1. ガイドラインの目的

- 1.1 このガイドラインは、「認知症にやさしい図書館」を目指そうとする図書館のための指針です。
- 1.2 「認知症にやさしい」とは、あらゆる人が認知症について知り、理解することで、認知症の人が「理解されている」「存在価値がある」「地域に貢献することができる」と感じることができる状態を意味します。
- 1.3 認知症にやさしい図書館は、
 - (1) 地域包括ケアシステムに主体的に関わり、認知症にやさしい地域を支える一員となります。
 - (2) 認知症の人や家族等に、資料や情報、サービス、空間を提供します。
 - (3) 認知症の人の社会参加や生きがい創出の手助けをします。
- 1.4 認知症にやさしい図書館は、認知症に特化したものではなく、結果的にすべての人にやさしい図書館を意味します。

2. 図書館とは

- 2.1 図書館は、図書館法によって「教育と文化の発展」に寄与することを目的として、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」と定められています。
- 2.2 公立図書館は地方公共団体が設置する図書館です。公立図書館では、無料で資料やサービスを提供することが定められており、現在、全国に約3,300館が設置されています。
- 2.3 公立図書館は、だれもが、無料で、目的を問われることなく利用することのできる社会教育機関です。

- このガイドラインは、基本的に公立図書館を対象としていますが、すべての館種に応用可能です。



3. 認知症と図書館

- 3.1 認知症とは、脳の一部が変化することによって、一旦発達した記憶力や判断力、実行能力や会話能力などの認知機能が持続的に低下した状態のことをさします。それらの認知機能の低下によって、社会生活に支障をきたすような状態になることが多いです。
- 3.2 現在、認知症の人の数は約462万人、高齢者の約7人に1人が認知症で、2025年には約5人に1人、おおよそ700万人に達すると推計されています。このことから、保健・医療・福祉のみならず、あらゆる領域に「認知症にやさしい」ことが求められています。
- 3.3 新オレンジプランでは、7つの柱のひとつとして、「認知症を含む高齢者にやさしい地域づくり」が掲げられています。
- 3.4 図書館は、地域包括ケアシステムに主体的に関わり、図書館の特質を活かしたサービスを提供します。

* 新オレンジプランとは、2015年1月に、厚生労働省が関係省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同で策定した認知症政策であり、正式名称は「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」です。

* 地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する体制です。

4. サービスの対象

4.1 認知症の人

(1) アルツハイマー型認知症

- 短期記憶と言語が低下することがあります。
- 状況判断が難しくなることがあります。
- 比較的若くして発症した人(65歳未満が目安)では、物体と自分の位置関係がわからなかったり、視線を物体に合わせることができなくなったりすることがあります。
- 手続き記憶や長期記憶は比較的保持されます。

(2) 血管性認知症

- 脳梗塞等が起きた部位によって症状は変わります。
- 記憶低下がそれほど目立たない場合もあります。
- 急に泣き出したり、感情が不安定になったりすることもしばしばあります。
- 失禁などが比較的早期から起こることもあります。

(3) 前頭側頭葉型認知症

- 多くの場合、記憶低下は目立ちません。
- 性格が変わることがあります。
- 脱抑制(気の向くままに普通はしない行動、例えば万引き等をしてしまう)があることがあります。

(4) レビー小体型認知症

- ありありとした幻視が出現することがあります。
- 意識や注意の状態が一日の中で変動することがあります。
- パーキンソニズムが出現することがあります。

4.2 軽度認知障害の人

4.3 家族や介護者など認知症の人を取り巻く人

4.4 認知症の情報を必要としている人

- 保健・医療・福祉に関連する専門職
- その他、認知症の人と家族に関連する人

4.5 現在は認知症と直接的な関わりをもたない人

- 認知症についての知識を充分にもたない人
- その他、認知症の人と家族に関連しない人

* パーキンソニズムとは、手足のふるえや、筋肉のこわばり、緩慢な動作や歩行障害など、パーキンソン病に見られる特徴的な運動症状のことをさします。

* 軽度認知障害とは、認知機能に何らかの障害はあるものの、日常生活を送ることに大きな支障はなく、認知症には至っていない状態をさします。認知症予備群とも言えますが、必ずしも認知症に移行するわけではありません。



5. 認知症を理解することの意味

- 5.1 認知症は、誰にでも起こりうるものです。しかし、認知症は突然その人の全てを奪うわけではありません。個人差は大きく、原因となる病気によっても様々な症状を呈します。
- 5.2 認知症の人が安心して図書館を利用するには、図書館にいるあらゆる人々が認知症の特徴を理解し、接することが必要です。
- 5.3 これらの取り組みは、結果的に認知症の人が図書館を含む地域の中で心地よく暮らすことに結びつきます。さらに、認知症の人以外の人にとってもやさしい図書館につながります。

6. 認知症の人や家族等とのかかわり方と留意点

- 6.1 認知症の人
 - ①認知症の症状の特徴についての知識を持ちましょう。
 - ②すべてのことができなくなるわけではないことに留意しましょう。
 - ③保たれている能力を尊重し、活かせるように配慮しましょう。
 - ④一場面から断定したり、否定したりせずに、まずは話を聞いてみましょう。
 - ⑤本人の過去の経験や考えを尊重して会話をしましょう。
 - ⑥本人の強いこだわりを理解して受け入れましょう。
 - ⑦一見、驚くような行動をとった場合には、寄り添って状況を冷静に確認しましょう。
 - ⑧記憶低下が目立たない場合もあることを知っておきましょう。
 - ⑨椅子からの立ち上がりや歩行が不安定な場合もあるため、注意しましょう。
 - ⑩模様やシミ等から幻視が出現する可能性があることを理解しましょう。
 - ⑪一日の中で、意識や注意の状態が変化する場合もあることに注意しましょう。
- 6.2 軽度認知障害の人
 - ①必ずしも将来、認知症になるわけではないことを理解しましょう。
 - ②早期発見と早期対応が、認知症の進行を防ぐ可能性があることを理解しましょう。
- 6.3 家族や介護者など認知症の人を取り巻く人
 - ①不安や混乱を口にする場合は、まずはじっくりと話を聞いてみましょう。
 - ②「認知症の人や家族へのサービス指針」(7.3参照)に基づいて行動しましょう。

7. 認知症にやさしい図書館の取り組み

認知症にやさしい図書館は、「できるところ」から、下記の取り組みを行います。

7.1 地域包括ケアシステムに主体的に関わり、認知症にやさしい地域を支える一員となります。

- 地域包括ケアシステムのあらゆる主体と連携・協力します。
- 図書館スタッフは、認知症についての深い理解と知識を持ちます。図書館サービスを提供する人は、認知症サポーターであり、オレンジリングをつけます。
- 認知症に関する資料や情報の提供、講習会の実施を通して、認知症の理解を深めるための普及・啓発を推進します。
- 認知症の人や家族のニーズを把握するための取り組みを行います。
- レフェラルサービス、資料や情報の提供、保健・医療・福祉領域との連携を通して、認知症の人や家族と、保健・医療・福祉をつなげます。

* 認知症サポーターは、特定非営利活動法人「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する「認知症サポーターキャラバン事業」に基づいて養成されます。

* 認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人です。認知症サポーターになるには、「認知症サポーター養成講座」を受ける必要があります。同講座受講者にはオレンジリングが手渡され、身につけることによって認知症への理解を示します(2017年6月現在、約900万人)。

7.2 認知症の人や家族等に資料や情報を提供します。

- 図書館内外で、認知症の人や家族のニーズに基づいた資料や情報を提供します。
- 認知症に関する図書、認知症およびその他の疾病を伴う介護に関する図書、介護体験に関する図書、介護から気持ちを解放できる図書を整備し、紹介します。
- 回想法キットを収集し、貸し出しを行います。回想法キットは、文字資料に限定されません。
- 認知症の人や家族、認知症に関する知識や情報を求める人のために、認知症に関する資料のコーナーを作るなど、認知症に関する資料にアクセスしやすい工夫を行います。
- 「認知症に関する本の処方箋プロジェクト」に参加します。

* 「認知症に関する本の処方箋プロジェクト」とは、認知症の専門家と図書館員が作成した認知症に関する本のリストに基づいて、認知症の人や家族などに本を処方するプロジェクトです。詳しくは、当研究会ウェブサイトをご参照ください。



7.3 認知症の人や家族等にサービスを提供します。

- 地域の特性に応じた「認知症の人や家族へのサービス指針」を作成し、その指針に基づいてサービスを提供します。
- 図書館内外で、認知症の人や家族のニーズに基づいたサービスを提供します。
- 認知症の人や家族とともに、図書館サービスについて考え、実施します。
- 回想法キットを活用した回想法、音読、読書会、朗読会、ヒューマンライブラリなど、認知症の理解を深めるための普及・啓発や、症状の進行抑制、生活の質の向上等を目的とした図書館プログラムを提供します。

7.4 認知症の人や家族等が過ごしやすい空間を提供します。

- 図書館でサービスを提供する人は、認知症について理解するとともに、認知症についての知識をもち、認知症の人や家族が快適に過ごせるように努力します。
- 認知症の人に配慮した空間づくりを目指します。
 - ・ 図書館サインにピクトグラムや図を採用します。
 - ・ 加齢による色覚の機能低下を意識したカラーコーディネートを行います。
 - ・ 床と壁、壁とドアなどの境目にコントラストをつけて見分けやすくします。
 - ・ 模様や柄のある壁紙や床材を使いません。
 - ・ 心地よさと安心感を与える素材を使った家具を配置します。
- 図書館は、資料を活用した認知症カフェを設置します。

* 認知症カフェとは、認知症の人や家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場であり、新オレンジプランで設置が推奨されています。

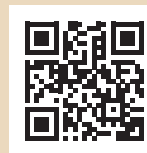
7.5 認知症の人の社会参加や生きがい創出の手助けをします。

- 図書館は、認知症の人や家族とともに図書館プログラムを考え、実施します。
- 介護予防を視野にいれ、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できるような仕組みを提供します。
- 認知症の人や家族が、サービスの担い手となるような図書館プログラムを提供します。

このガイドラインは、いただいたご意見を反映させながら、継続的に改定する予定です。
下記から、コメントをお寄せください。

<https://goo.gl/mvFUSy>

この版へのご意見は、2018年3月31日まで受け付けます。



認知症にやさしい図書館ガイドライン

第1版

〔発行元〕 超高齢社会と図書館研究会

〔発行年月〕 2017年10月

超高齢社会と図書館研究会

<http://www.slis.tsukuba.ac.jp/~donkai.saori.fw/a-lib/>

事務局

〒305-8550 茨城県つくば市春日1-2
筑波大学知的コミュニティ基盤研究センター
TEL 029-859-1524

お問合せ

〒305-8550 茨城県つくば市春日1-2
筑波大学図書館情報メディア系・知的コミュニティ基盤研究センター
呑海沙織研究室
donkai@slis.tsukuba.ac.jp
TEL 029-859-1332